

土砂災害のおそれのある区域からの住宅の移転を支援します

＜令和6年度 岐阜市がけ地近接等危険住宅移転補助事業のご案内＞

1. 補助の目的と概要

本市では、土砂災害により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域における住民の安全を確保するため、市内の安全な区域へ移転することを目的とし、危険住宅の除却費や住宅の建設費又は購入費及び改修費（借入金利子相当額）の一部を国・県と協調して補助を行います。

2. 補助の内容

補助を受ける場合、下記の期間中に事前相談を行う必要があります。申請受付は令和6年度に行います。

事前相談募集期間：令和6年4月1日（月）～9月30日（月）

補助事業申請期間：令和7年4月1日（火）～5月30日（金）[予定]

1) 補助事業の対象

居住者がいる危険住宅であり、移転先が市内の安全な場所であるものが対象です。

- ・申請者は危険住宅の所有者等に限りま。
- ・危険住宅とは、市内の次の①から③の区域内の「既存不適格住宅^{※1}」、①から⑤の区域内の「災害等により安全上の支障が生じたとして市長が移転勧告等を行った住宅」をいいます。

① 災害危険区域（岐阜県建築基準条例第4条）

⇒当課にて確認を行います。

② 県条例第6条適用区域^{※2}（岐阜県建築基準条例第6条）

⇒測量などを含めご自身で調査する必要があります。

③ 土砂災害特別警戒区域^{※3}（土砂法第9条）

⇒岐阜県のHP「ぎふ山と川の危険箇所マップ」で確認できます。（<http://kikenmap.gifugis.jp/>）

④ 土砂災害特別警戒指定見込み区域（土砂法第4条の基礎調査を完了し、③の区域に指定される見込みの区域）

⑤ 災害救助法適用区域（事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域）

⇒④⑤の指定区域は、当課にて確認を行います。

※1 「既存不適格住宅」 法令の施行前又は適用時に存在し又は工事中で、現在これらの規定に適合していない住宅

※2 「県条例第6条適用区域」 通称「がけ条例」

※3 「土砂災害特別警戒区域」 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂法）
通称「レッドゾーン」

2) 補助金の額等

予算の範囲内で、次の事業区分ごとの補助額の合計となります。

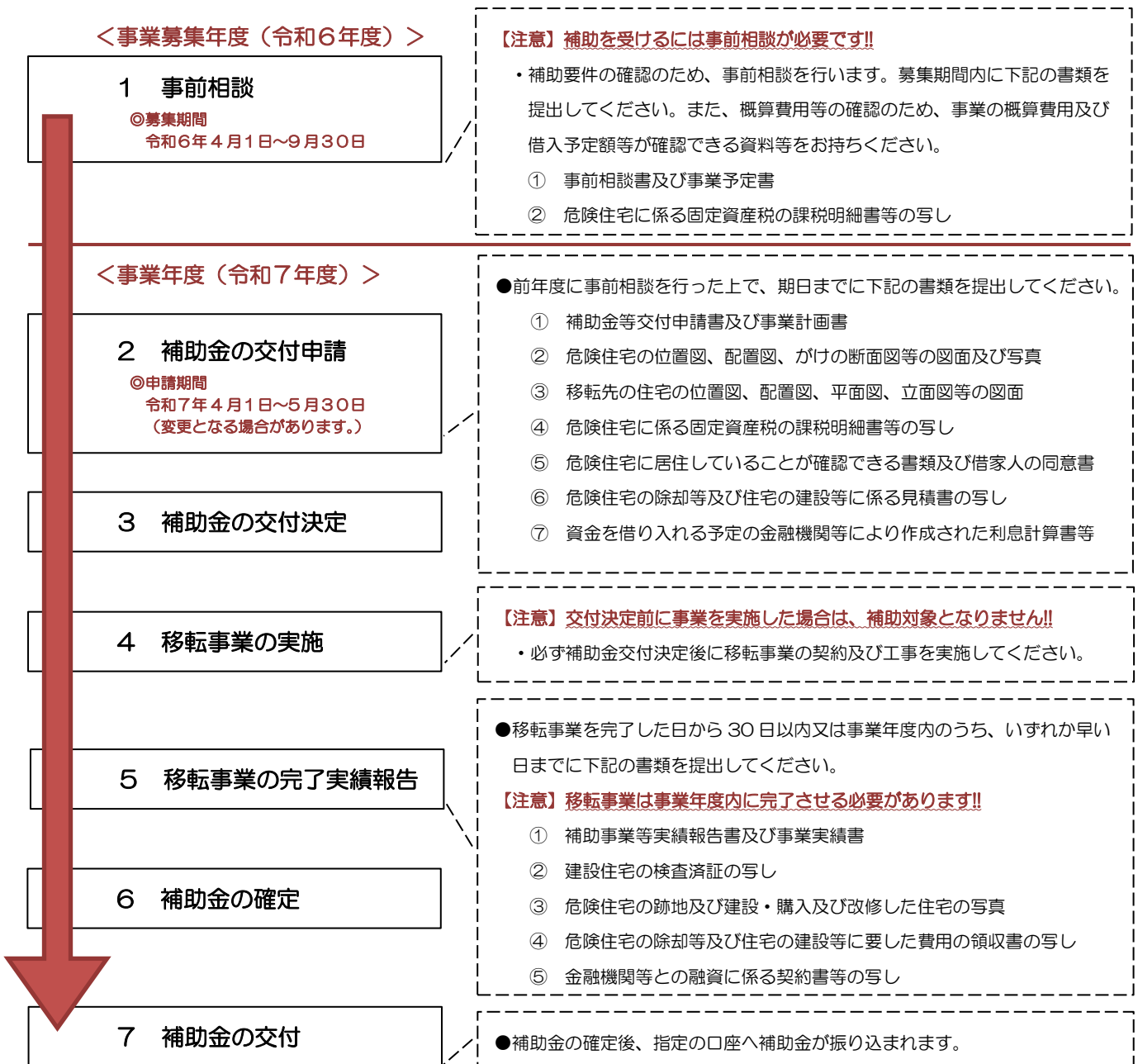
★補助事業は危険住宅の除却が必須です。

| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助限度額（1戸当たり） ^{※4} | |
|---|---|----------------------------|---|
| 危険住宅の除却等を行う事業 | 危険住宅の除却等に要する費用 | 97.5万円 | |
| 住宅の建設 ^{※5} 又は購入（これらに伴う土地の購入を含む）及び改修を行う事業 | 住宅の建設 ^{※5} 又は購入及び改修をする為の借入金の利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額 | 下記以外 | 421万円 〔・建物 325万円 ・土地 96万円〕 |
| | | 保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域 | 731.8万円 〔・建物 465万円 ・土地 206万円 ・敷地造成 60.8万円〕 |

※4 変更となる場合があります。

※5 省エネ基準を満たすものに限りま。

3. 手続きの流れ



4. その他

- 1) 事前相談及び申請にあたり、建築指導課へ予約を行った上、必要書類などについて確認してください。
- 2) 「岐阜市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」については、下記ホームページに掲載していますので、参考までにご確認ください。事前相談及び申請に必要な様式もダウンロードが可能です。

★ホームページ <https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/sumai/1002456/1002460.html>

<お問い合わせ先>

〒500-8701 岐阜市司町40番地1（庁舎17階）

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 審査係

TEL : 058-265-3903 / FAX : 058-264-1760 / E-mail : k-shidou@city.gifu.gifu.jp